様式第30号

 令和　　年　　月　　日

　盛岡市上下水道事業管理者

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受　注　者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

建設業退職金共済証紙の購入について、下記のとおり報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（工事№　　　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 工事の名称 |  |
|  | 円（消費税込） | 契約年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 共済証紙購入額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |  |  |
| 共済証紙購入参考額 | 　　　　　　　　　　　　円 |  |  |
| 〈計算式〉 | Ａ　　　　　　　円 | × | Ｂ　　　／1000 | × | Ｃ　　　（%） | ／70（%） |
| Ａ： | 総工事費（請負金額（消費税込）と無償支給材料評価額の合計額） |
| Ｂ： | 裏面の表の工事種別及び総工事費に対応する数値 |
| Ｃ： | 当該工事における労働者の建設業退職金共済制度加入率 |

共済証紙不購入理由等　《発注者提出用掛金収納書貼付欄》

|  |  |
| --- | --- |
| 不購入の場合の理由 | （記載例）・中小企業退職金制度に加入しており、自社の職員のみで施工するため。・会社保有の証紙を使用するため。・定期的に購入しているものを使用するため。 |
| 今後の共済証紙購入予定 | １　購入予定なし２　購入予定あり（時期：令和　　年　　月頃、予定額　　　　　　　円程度）　　＊共済証紙を購入したときは、工事完成時までにこの様式により報告書を提　　　出してください。 |

（裏面）

　共済証紙標準購入額を算出するに当たって、表面のＢ欄には、工事種別及び総工事費に応じた数値を下表から選択して記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事種別総工事費 | 土　　　木 |
|  |  |  | 堰　　堤 | 浚渫･埋立 | その他の土木 |
|  1000～ 9999千円 | 3.5/1000 | 3.5/1000 | 4.5/1000 | 4.1/1000 | 3.7/1000 | 4.1/1000 |
|  10000～ 49999千円 | 3.3/1000 | 3.2/1000 | 3.6/1000 | 3.8/1000 | 2.8/1000 | 3.6/1000 |
|  50000～ 99999千円 | 2.9/1000 | 2.8/1000 | 2.8/1000 | 3.1/1000 | 2.7/1000 | 3.1/1000 |
| 100000～499999千円 | 2.3/1000 | 2.1/1000 | 2.1/1000 | 2.5/1000 | 1.9/1000 | 2.3/1000 |
| 500000千円以上 | 1.7/1000 | 1.6/1000 | 1.9/1000 | 1.8/1000 | 1.7/1000 | 1.8/1000 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事種別総工事費 | 建　　　築 | 設　　　備 |
| 住宅･同設備 | 非住宅･同設備 | 屋外の電気等 | 機械器具設置 |
|  1000～ 9999千円 | 4.8/1000 | 3.2/1000 | 2.9/1000 | 2.2/1000 |
|  10000～ 49999千円 | 2.9/1000 | 3.0/1000 | 2.1/1000 | 1.7/1000 |
|  50000～ 99999千円 | 2.7/1000 | 2.5/1000 | 1.8/1000 | 1.4/1000 |
| 100000～499999千円 | 2.2/1000 | 2.1/1000 | 1.4/1000 | 1.1/1000 |
| 500000千円以上 | 2.0/1000 | 1.8/1000 | 1.1/1000 | 1.1/1000 |

備考

　１　建設業退職金共済証紙購入状況報告書（以下「報告書」という。）は、契約締結後１か月以内に、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付して提出してください。

ただし、当該期間内に建設業退職金共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入しない場合は、報告書に不購入理由と共済証紙購入予定を記載して提出してください。

この場合において、工事完成時までに共済証紙を購入したときは、工事完成時までに共済証紙を報告書に貼付して提出してください。

　２　請負代金額の増額変更があった場合は、１に準じて報告を行ってください。この場合において、「契約締結後１か月以内」とあるのは、「変更契約締結後１か月以内」と読み替えるものとします。

　３　報告書は、発注担当課に提出してください。